

資格チャレンジ助成金制度概要

1. 対象者

- 講習等受講時から助成金支給時まで島根建連の組合員（組合員名簿に記載・登録されている方）である方。

2. 内容

- 資格取得のため、別紙に定めた検定・講習等を受講し、合格・修了したことに対する助成金制度として創設。
- 受講料に関係なく、合格・修了者に「一律 3,000 円」を支給する。また、40 歳未満の組合員（40 歳未満とは、講習会受講日時点における年齢とする）については、1,000 円追加して 4,000 円を支給する。
 - （例 1）組合員 45 歳の場合：3,000 円
 - （例 2）組合員 30 歳の場合：3,000 円 + 1,000 円 = 4,000 円
- 対象項目については、別紙「資格チャレンジ助成金制度対象項目案一覧」参照。なお、対象項目については、希望の多いものは、その都度追加し制度を充実させる。

3. 対象期間

- 該当年度 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

4. 申請方法

- 申請は、各支部へ所定の用紙と添付書類（合格・修了証など資格を取得したことがわかるものの写し）をあわせて提出する。
- 一人年度内 1 回まで申請可能とする（※2016 年 4 月、2 回→1 回に改正）。
- 申請書類は、組合員個人からも提出しやすいように FAX でも可能とする（但し、氏名欄の押印は必要）。

5. 支給方法

- 支給は、申請者が組合口座と個人口座を選択できるようにする。
- 個人口座の場合、振込手数料は組合員（申請者）負担とする（振込手数料を差し引いた額を支給）。
- 組合口座の場合は振込手数料なし（建連負担）。
- 送金は、毎月 20 日締め、月末払いとする。20 日が休日（土・日・祝日等）の場合は、翌就業日となる。
- 支給通知は、組合口座の場合、提出された申請書に支給日・支給額を記入したものを支給通知書とし、組合へ FAX または電子メール（パソコン宛）で通知する。個人口座の場合は、個人の希望により、組合同様、申請書に支給日・支給額を記入したものを FAX または電子メールで通知する（携帯メール希望者には、支給日・支給額を記載したメールを希望アドレスへ送信する）